

第三百二十四回国 参議院宗教法人等に関する特別委員会会議録第二号

平成七年十一月二十二日(水曜日)

午後三時三十分開会

委員の異動

十一月二十二日

辞任 角田 義一君

補欠選任 齋藤 勁君

出席者は左のとおり。

委員長 佐々木 満君

理事 尾辻 秀久君

関根 則之君

松浦 功君

峰崎 直樹君

有働 正治君

上杉 光弘君

岡部 三郎君

鎌田 要人君

久世 公麿君

倉田 寛之君

小山 孝雄君

下稲葉耕吉君

中島 眞人君

榑崎 泰昌君

服部三男雄君

保坂 三蔵君

村上 正邦君

齋藤 勁君

菅野 久光君

竹村 泰子君

蘆科 満治君

阿部 幸代君

本岡 昭次君

国井 正幸君

國務大臣

文部大臣 島村 宜伸君

政府委員

文部大臣官房長 佐藤 禎一君

文化庁次長 小野 元之君

事務局側

常任委員会専門員 青柳 徹君

本日の会議に付した案件

○宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木満君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、角田義一君が委員を辞任され、その補欠として齋藤勁君が選任されました。

○委員長(佐々木満君) 宗教法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。島村文部大臣。政府から趣旨説明を求めます。

○國務大臣(島村宜伸君) このたび政府から提出いたしました宗教法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行宗教法人法は、宗教団体に法人格を与え、自由でかつ自主的な活動をするための物的基礎を確保することを目的とし、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則にのっとり、宗教法人の自由と自主性、責任と公共性という二つの要請を基本としてその体系が組み立てられております。このような宗教法人の制度の基本は維持すべきものであります。

しかしながら、宗教法人法が昭和二十六年に制定されて以来、今日に至るまでの社会状況や宗教法人の形態の変化にかんがみ、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ、これらの変化に対応するための宗教法人法の最小限の見直しが必要となつてきており、宗教法人法を改正すべきとの世論も高まっているところであります。このような状況を背景に、宗教法人審議会から、去る九月二十九日に「宗教法人制度の改正について」の御報告をいただいたところであります。

今回、この宗教法人審議会の報告も踏まえ、所要の改正を行うため、この法律案を提出することとしたものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、所轄庁についてであります。複数の都道府県で活動を行う宗教法人の所轄庁は文部大臣に改めることが適当と考えられることから、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とすることとしております。

第二は、事務所備えつけ書類の見直しとその一部の見直しについてであります。宗教法人の財産目録等の書類については、その事務所に備えつておられるが、今回、宗教法人においても義務づけられておられますが、今回、宗教法人が作成し、事務所に備えなければならぬ書類として収支計算書等を加えるとともに、これらの書類の写しを毎会計年度終了後四月以内に所轄庁に提出しなければならないこととしております。

なお、収益事業を行わない宗教法人で、一会計年度の収入の額が寡少であり文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内であるものは、当分の間、収支計算書を作成しないことができることとしております。

第三は、信者その他の利害関係人による財産目録等の閲覧についてであります。宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて、財産目録等の事務所備えつけ書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでない者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬこととしております。

第四は、宗教法人審議会の委員の増員であります。現行の宗教法人法で十五人以内となつております定員を二十人以内とすることとしております。

第五は、所轄庁の報告徴収及び質問についてであります。所轄庁は、宗教法人について、裁判所に対する解散命令の請求等を行うべき事由に該当する疑いがあると認めるときは、その業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、または職員に質問させることができることとしております。

なお、この場合においては、所轄庁は、報告を求め、または職員に質問せよとすることについて、あらかじめ宗教法人審議会に諮問し、その意見を聞かなければならないこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上がこの法律案の提出理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(佐々木満君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたし、
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十六分散会

十一月二十二日日本委員会に左の案件が付託され
た。

一、宗教法人法の一部を改正する法律案

宗教法人法の一部を改正する法律案

宗教法人法の一部を改正する法律案

宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の
第五條第二項中「他の都道府県内にある宗教法
人を包括する」を「次に掲げる」に改め、同項に次
の各号を加える。

一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法
人

二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であ
つて同号に掲げる宗教法人を包括するもの

三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県
内にある宗教法人を包括する宗教法人

第二十五條の見出し中「及び備附」を「、備付
け、閲覧及び提出」に改め、同條第一項中「及び
」を「に財産目録を」、「財産目録を、財産目録
及び収支計算書」に改め、同條第二項中「左」を
「次に」に改め、同條第三号中「貸借対照表又は収
支計算書を作成している場合には、これらの書
類」を「収支計算書並びに貸借対照表を作成してい
る場合には貸借対照表」に改め、同項中第五号を
第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に
次の一号を加える。

四 境内建物(財産目録に記載されているもの
を除く。)に関する書類

第二十五條に次の三項を加える。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であつ
て前項の規定により当該宗教法人の事務所に備
えられた同項各号に掲げる書類又は帳簿を閲覧

することに正當な利益があり、かつ、そ
の閲覧の請求が不當な目的によるものでない
と認められる者から請求があつたときは、これを
閲覧させなければならない。

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、
第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備
えられた同項第二号から第四号まで及び第六号
に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければ
ならない。

5 所轄庁は、前項の規定により提出された書類
を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上
の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げる
ことがないように特に留意しなければならない。

第七十二條第一項中「十五人」を「二十人」に改め
る。

第七十八條の次に次の一条を加える。

(報告及び質問)

第七十八條の二 所轄庁は、宗教法人について次
の各号の一に該当する疑いがあると認めるとき
は、この法律を施行するため必要な限度におい
て、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に
関する事項に關し、当該宗教法人に対し報告を
求め、又は当該職員に当該宗教法人の代表役
員、責任役員その他の関係者に対し質問させる
ことができる。この場合において、当該職員が
質問するために当該宗教法人の施設に立ち入る
ときは、当該宗教法人の代表役員、責任役員そ
の他の関係者の同意を得なければならない。

一 当該宗教法人が行う公益事業以外の事業に
ついて第六條第二項の規定に違反する事実が
あること。

二 第十四條第一項又は第三十九條第一項の規
定による認証をした場合において、当該宗教
法人について第十四條第一項第一号又は第三
十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いてい
ること。

三 当該宗教法人について第八十一條第一項第
一号から第四号までの一に該当する事由があ
ること。

2 前項の規定により報告を求め、又は当該職員
に質問せよとする場合においては、所轄庁
は、当該所轄庁が文部大臣であるときはあらか
じめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞
き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあ
らかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意
見を聞かなければならない。

3 前項の場合においては、文部大臣は、報告を
求め、又は当該職員に質問させる事項及び理由
を宗教法人審議会に示して、その意見を聞かな
ければならない。

4 所轄庁は、第一項の規定により報告を求め、
又は当該職員に質問させる場合には、宗教法人
の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由
を妨げることがないように特に留意しなければ
ならない。

5 第一項の規定により質問する当該職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、宗教法人の代表
役員、責任役員その他の関係者に提示しなけれ
ばならない。

6 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため
に認められたものと解釈してはならない。

第七十九條第四項を次のように改める。

4 前條第二項の規定は、第一項の規定により事
業の停止を命じようとする場合に準用する。

第八十條第五項中「前條第四項を」第七十八條
の第二項に改め、「第一項の」の下に「規定によ
る認証の取消しをしようとする」を加える。

第八十八條中「左の」を「次の」に改め、同條第四
号中「第二十五條を」第二十五條第一項若しくは
第二項に、「同條に」を「これらの規定に」に、「備
附」を「備付け」に改め、同條中第九号を第十一号
とし、同号の前に次の一号を加える。

十 第七十八條の二第一項の規定による報告を
せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による当該職員に質問に対して答弁をせ
ず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第八十八條中第八号を第九号とし、第五号から
第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次
の一号を加える。

五 第二十五條第四項の規定による書類の写し
の提出を怠つたとき。
附則第二十三項から第二十五項までを次のよう
に改める。

23 当分の間、宗教法人は、第六條第二項の規定
による公益事業以外の事業を行わない場合であ
つて、その一會計年度の収入の額が寡少である
額として文部大臣が定める額の範囲内にあると
きは、第二十五條第一項の規定にかかわらず、
当該會計年度に係る収支計算書を作成しないこ
とができる。

24 前項に規定する額の範囲を定めようとする場
合においては、文部大臣は、あらかじめ宗教法
人審議会に諮問してその意見を聞かなければな
らない。

25 附則第二十三項の場合において、宗教法人
は、第二十五條第二項(第一号、第二号及び第
四号から第六号までを除く。)の規定にかかわら
ず、同項第三号に掲げる収支計算書を作成して
いる場合に限り、これを宗教法人の事務所に備
えなければならない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、附則第二十三項から第二十五項
までの改正規定中附則第二十四項に係る部分及
び次項の規定は、公布の日から施行する。

(境内建物に関する届出)
2 改正前の宗教法人法(以下「旧法」という。)第
五條及び宗教法人法附則第二十二項の規定によ
る所轄庁(以下「旧法所轄庁」という。)が都道府
県知事である宗教法人は、この法律の公布の日
において他の都道府県内に境内建物を備えてい
るときは、同日から起算して六月以内に、当該
他の都道府県内の境内建物の名称、所在地及び
面積を記載した書類(以下「境内建物関係書類」
という。)を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由
して文部大臣に届け出なければならない。

境内建物関係書類

3 前項の規定による届出をした宗教法人は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において滅失その他の事由により他の都道府県内に境内建物を備えないこととなったときは、施行日から起算して六月以内に、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

4 旧法所轄庁が都道府県知事である宗教法人(附則第二項の規定による届出をした宗教法人を除く。)は、施行日において他の都道府県内に境内建物を備えているときは、施行日から起算して六月以内に、当該他の都道府県内の境内建物関係書類を添えて、その旨を旧法所轄庁を経由して文部大臣に届け出なければならない。

(収支計算書の作成等に関する経過措置)

5 改正後の宗教法人法(以下「新法」という。)第二十五条第一項の規定中収支計算書の作成に係る部分及び新法附則第二十三項の規定は、施行日以後に開始する宗教法人の会計年度(以下「施行日以後の会計年度」という。)に係る収支計算書の作成について適用する。

6 新法第二十五条第二項の規定中収支計算書の備付けに係る部分及び新法附則第二十五項の規定は、施行日以後の会計年度に係る収支計算書の備付けについて適用し、施行日前に開始した宗教法人の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

7 新法第二十五条第四項の規定は、施行日以後の会計年度に係る書類の写しの提出について適用する。

(所轄庁の処分等に関する経過措置)

8 旧法所轄庁がし、又は旧法所轄庁に対してされた旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法第五条及び宗教法人法附則第二十二項の規定による所轄庁(以下「新法所轄庁」という。)がし、又は新法所轄庁に対してされた新法の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

9 旧法所轄庁が宗教法人法第十四条第四項(同法第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により交付した認証書及び認証した旨を付記した規則又は変更しようとする事項を示す書類は、新法所轄庁が宗教法人法第十四条第四項の規定により交付したものとみなす。

平成七年十一月二十七日印刷

平成七年十一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局